第 52 号議案

平成 29 年 12 月 14 日
任　用　給　与　課

# 東京都規則等の一部改正について

下記Ⅰの東京都規則等の一部改正及び下記Ⅱの人事委員会承認事項の一部改正について、申請・協議のとおり承認・同意する。

記

Ⅰ　東京都規則等の一部改正（別添１）
1　一般職非常勤職員の任用等に関する規則
2　東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則
3　東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則
4　一般職非常勤職員の任用等に関する規程（議会）
5　警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程
6　東京消防庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程
7　東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程
8　東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程
9　東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程
10　一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則
11　東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則
12　東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則
13　東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程
14　警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程
15　東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程
16　都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則

Ⅱ　人事委員会承認事項の一部改正（別添２）
1　一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について
（知事・教育・議会・監査・選管・人委・交通・水道・下水）

# Ⅰ　東京都規則等の一部改正

## １　一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職非常勤職員の職の基準の拡大及び育児欠勤の導入に伴い、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目<br>該 当 条 文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>定　　義<br>第２条</td><td>【一般職非常勤職員の職の基準を拡大】<br>（ 現 行 ）　一会計年度を通じて、おおむね１月当たり 16 日かつ１日当たり７時間 45 分に相当する時間勤務する非常勤の職に従事する者<br>（改正後）　一会計年度を通じて、次に掲げる要件を全て満たす非常勤の職に従事する者（これに相当する者を含む。）<br>・　１月当たりの勤務日数がおおむね 11 日から 16 日まで<br>・　１月当たりの勤務時間がおおむね 85 時間 15 分から 124 時間まで<br>・　１日の勤務時間が５時間 30 分から７時間 45 分まで</td></tr>
<tr><td>欠勤等日数の換算<br>別表</td><td>【欠勤等日数換算表に育児欠勤を追加】<br>○　公募によらない再度任用の要件である欠勤等の事由に育児欠勤を新設<br>○　育児欠勤１日につき換算後１日（現行は私事欠勤となり換算後３日）<br>（ 現 行 ）<br><table><tr><th>事由</th><th>欠勤等日数</th><th>換算後欠勤等日数</th></tr><tr><td>休職</td><td>１日</td><td>１日</td></tr><tr><td>傷病欠勤</td><td>１日</td><td>１日</td></tr><tr><td>介護欠勤</td><td>１日</td><td>１日</td></tr><tr><td>私事欠勤</td><td>１日</td><td>３日</td></tr><tr><td>無届欠勤</td><td>１日</td><td>４日</td></tr><tr><td>遅参早退</td><td>３回</td><td>１日</td></tr></table>（改正後）<br><table><tr><th>事由</th><th>欠勤等日数</th><th>換算後欠勤等日数</th></tr><tr><td>休職</td><td>１日</td><td>１日</td></tr><tr><td>傷病欠勤</td><td>１日</td><td>１日</td></tr><tr><td>介護欠勤</td><td>１日</td><td>１日</td></tr><tr><td>育児欠勤</td><td>１日</td><td>１日</td></tr><tr><td>私事欠勤</td><td>１日</td><td>３日</td></tr><tr><td>無届欠勤</td><td>１日</td><td>４日</td></tr><tr><td>遅参早退</td><td>３回</td><td>１日</td></tr></table>［参考］公募によらない再度任用が認められる要件の一つ<br>換算後欠勤等日数の累計　＜　任期中の所定の勤務日数の二分の一</td></tr>
<tr><td>施　行　期　日<br>附則第１項</td><td>平成 30 年４月１日</td></tr>
<tr><td>施行に伴う措置<br>附則第２項<br>第３項</td><td>○　施行の日前に設置された特別職の非常勤の職と同一の職務内容と認められる職は、公募によらない再度任用ができる職とみなす。（第２項）<br>○　前項の職に任用された職員の公募によらない再度任用の回数は、総務局長が別に定める。（第３項）</td></tr>
</table>

## ２　東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

## ３　東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

## ４　一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正について（議会局）

## ５　警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正について

## ６　東京消防庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正について

## ７　東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正について

## ８　東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正について

## ９　東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正について

「１」と同様に改正する。

## 10　一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

一般職非常勤職員の職の基準の拡大等に伴い、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目<br>該 当 条 文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>勤　務　時　間<br>第２条<br>別表第１</td><td>【拡大された一般職非常勤職員の勤務時間】<br>○　１日の勤務時間は、１月当たりの勤務日数及び職務の性質に応じて設定
<table>
<tr><td>１月の<br>勤務日数</td><td>16 日</td><td>15 日</td><td>14 日</td><td>13 日</td><td>12 日</td><td>11 日</td></tr>
<tr><td>１日の<br>勤務時間</td><td>5h30m<br>～<br>7h45m</td><td>5h45m<br>～<br>7h45m</td><td>6h15m<br>～<br>7h45m</td><td>6h45m<br>～<br>7h45m</td><td>7h15m<br>～<br>7h45m</td><td>7h45m</td></tr>
</table>
※16 日～12 日は表に掲げる時間の範囲内で、15 分単位で勤務時間を設定</td></tr>
<tr><td>勤務日数及び勤務日の割振り<br>第３条第１項</td><td>【拡大された一般職非常勤職員の勤務日数】<br>○　勤務日数は、１月当たり 11 日以上 16 日以内</td></tr>
<tr><td>年 次 有 給 休 暇<br>第 12 条第１項<br>別表第２<br>第２項<br>別表第３<br>第３項<br>別表第４</td><td>【拡大された一般職非常勤職員の年次有給休暇】<br>○　年次有給休暇の付与日数について、１月当たりの勤務日数が 11 日以上 14 日以内の場合を追加（15 日は追加されたが 16 日と同じ）<br>（１）在職期間に応じた年度当初の付与日数
<table>
<tr><td>都の<br>在職期間</td><td>１年<br>未満</td><td>１年</td><td>２年</td><td>３年</td><td>４年</td><td>５年</td><td>６年<br>以上</td></tr>
<tr><td>月15・16日</td><td>10 日</td><td>11 日</td><td>12 日</td><td>14 日</td><td>16 日</td><td>18 日</td><td>20 日</td></tr>
<tr><td>月11~14日</td><td>５日</td><td>６日</td><td>６日</td><td>８日</td><td>９日</td><td>10 日</td><td>11 日</td></tr>
</table>
（２）任期が１年に満たない場合の付与日数
<table>
<tr><td>任　期</td><td>11月</td><td>10月</td><td>9月</td><td>8月</td><td>7月</td><td>6月</td><td>5月</td><td>4月</td><td>3月</td><td>2月</td><td>1月</td></tr>
<tr><td>月15・16日</td><td>10 日</td><td>９日</td><td>８日</td><td>７日</td><td>７日</td><td>６日</td><td>５日</td><td>４日</td><td>３日</td><td>２日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>月11~14日</td><td>5日</td><td>5日</td><td>5日</td><td>5日</td><td>5日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td><td>0日</td><td>0日</td><td>0日</td></tr>
</table>
（３）職員であった者が引き続き新たな職に採用された場合の新たな付与日数
<table>
<tr><td>任期<br>都の<br>在職期間</td><td>12月</td><td>11月</td><td>10月</td><td>9月</td><td>8月</td><td>7月</td><td>6月</td><td>5月</td><td>4月</td><td>3月</td><td>2月</td><td>1月</td></tr>
<tr><td>１年未満</td><td>５日</td><td>５日</td><td>５日</td><td>５日</td><td>５日</td><td>５日</td><td>３日</td><td>２日</td><td>１日</td><td>０日</td><td>０日</td><td>０日</td></tr>
<tr><td>１年</td><td>６日</td><td>６日</td><td>６日</td><td>６日</td><td>６日</td><td>６日</td><td>４日</td><td>２日</td><td>１日</td><td>０日</td><td>０日</td><td>０日</td></tr>
<tr><td>２年</td><td>６日</td><td>６日</td><td>６日</td><td>６日</td><td>６日</td><td>６日</td><td>４日</td><td>２日</td><td>１日</td><td>０日</td><td>０日</td><td>０日</td></tr>
<tr><td>３年</td><td>８日</td><td>８日</td><td>８日</td><td>８日</td><td>８日</td><td>８日</td><td>５日</td><td>３日</td><td>２日</td><td>０日</td><td>０日</td><td>０日</td></tr>
<tr><td>４年</td><td>９日</td><td>９日</td><td>９日</td><td>９日</td><td>９日</td><td>９日</td><td>５日</td><td>４日</td><td>２日</td><td>０日</td><td>０日</td><td>０日</td></tr>
<tr><td>５年</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>６日</td><td>４日</td><td>２日</td><td>０日</td><td>０日</td><td>０日</td></tr>
<tr><td>６年以上</td><td>11日</td><td>11日</td><td>11日</td><td>11日</td><td>11日</td><td>11日</td><td>７日</td><td>４日</td><td>２日</td><td>０日</td><td>０日</td><td>０日</td></tr>
</table>
※月 15・16 日勤務については新旧対照表を参照</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>年次有給休暇の単位<br><br>第13条第１項<br>第２項<br>第３項<br>第４項</td><td>【１時間単位の年次有給休暇の上限撤廃】<br>○　１時間単位の年次有給休暇の年間取得上限（５日）を廃止<br>○　年次有給休暇について、職員が１日で請求した場合に半日又は１時間単位で、半日で請求した場合に１時間単位で与えてはならないことを明示<br><br>【拡大された一般職非常勤職員の年次有給休暇の単位】<br>○　１時間単位の年次有給休暇は、１日の勤務時間をもって１日に換算<br>○　半日単位の年次有給休暇は、１日の勤務時間の半分</td></tr>
<tr><td>夏　季　休　暇<br><br>第24条第２項<br><br>別表第５</td><td>【拡大された一般職非常勤職員の夏季休暇】<br>○　夏季休暇は、１月当たりの勤務日数に応じた日数の範囲内で承認<br><table><tr><td>１月の勤務日数</td><td>16 日</td><td>15 日</td><td>14 日</td><td>13 日</td><td>12 日</td><td>11 日</td></tr><tr><td>承認日数</td><td>３日</td><td>３日</td><td>２日</td><td>２日</td><td>２日</td><td>２日</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>１時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等<br><br>第31条第１項</td><td>【拡大された一般職非常勤職員の特別休暇の取扱】<br>○　１時間単位で使用した特別休暇（子どもの看護休暇・短期の介護休暇）は、１日の勤務時間をもって１日に換算</td></tr>
<tr><td>文　言　整　備<br><br>第12条第１項<br>第２項<br>第３項<br>第14条第１項<br>第24条第２項<br>第27条<br>第29条</td><td>【文言整備】<br>○　別表の改正に伴う文言整備<br>○　１日の勤務時間の改正に伴う文言整備</td></tr>
<tr><td>施　行　期　日<br>附則</td><td>平成 30 年４月１日</td></tr>
</table>

## 11　東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

## 12　東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

## 13　東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について

## 14　警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について

## 15　東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について

「10」と同様の改正を行う。

## 16　都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

育児欠勤の導入及び年次有給休暇の取扱い（職員が１日で請求した場合に半日又は１時間単位で、半日で請求した場合に１時間単位で与えてはならないことの明示）について、「1」及び「10」と同様の改正を行う。

## Ⅱ　人事委員会承認事項の一部改正

### 1　一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について（知事・教育・議会・監査・選管・人委・交通・水道・下水）

一般職非常勤職員の職の基準の拡大に伴い、所要の改正を行う。

| 項　　目 | 内　　容 |
|---|---|
| **職免承認事項における一般職非常勤職員の取扱い**<br><br>別表　項番17 | 【拡大された一般職非常勤職員の職務専念義務の免除】<br>○　職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について、一月当たりの勤務日数に応じ、一年度に免除できる日数の上限を規定<br><br>・月 15・16 日勤務：23 日以内　・月 11～14 日勤務：12 日以内<br><br>［参考］職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除<br>基準　①職員団体の規約に定める議決機関及び執行機関の運営<br>②調査・研究・諮問等を行う専門的又は補助的な機関の運営<br>③上部団体の規約に定める議決機関及び執行機関の運営で、必要不可欠なものと認めるもの<br>期間　必要最小限の時間（一年度について日数上限の範囲内）<br>報酬　報酬支給なし |
| **適 用 年 月 日** | 平成 30 年４月１日 |

29 総人制第 582 号
平成 29 年 12 月 11 日

東京都人事委員会　殿

東京都知事
小　池　百　合　子

一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、標記規則の一部を下記のとおり改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準(昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定)に基づき、承認方申請します。

記

1　改正する規則

一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成 27 年東京都規則第 7 号）

2　改正の理由

平成 30 年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すこと等に伴い、必要な規則を改正する必要があるため

3　改正案文

別添のとおり

東京都人事委員会
29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

２９総人職第８４１号
平成２９年１２月１１日

東京都人事委員会　　殿

東京都知事
小　池　百合子

一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第 15 号）第 19 条第２項に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都規則第４号）

２　改正の理由
平成 30 年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すこと等に伴い、必要な規則を改正する必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

東京都人事委員会
29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

２９教総総第１６５６号
平成２９年１２月１１日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則を改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年３月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第４号）

２　改正の理由
平成 30 年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すこと等に伴い、必要な規則を改正する必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

東京都人事委員会
29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

２９教総総第１６６１号
平成２９年１２月１１日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則を改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第 15 号）に基づき、承認方申請します。

記

1　改正する規則

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第８号）

2　改正の理由

平成 30 年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すこと等に伴い、必要な規則を改正する必要があるため

3　改正案文

別添のとおり

東京都人事委員会
29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

29 教 人 職 第 2337 号
平成 29 年 12 月 11 日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について（申請）

このことについて、下記のとおり規則の一部を改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年３月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

1　改正する規則

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第５号）

2　改正の理由

平成 30 年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すこと等に伴い、必要な規則を改正する必要があるため

3　改正案文

別添のとおり

29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

29 教 人 職 第 2338 号
平成 29 年 12 月 11 日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について（申請）

このことについて、下記のとおり規則の一部を改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第 45 号）に基づき、承認方申請します。

記

1　改正する規則

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第９号）

2　改正の理由

平成 30 年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すこと等に伴い、必要な規則を改正する必要があるため

3　改正案文

別添のとおり

29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

29 教人勤第 241 号
平成 29 年 12 月 11 日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則の一部を改正する必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 30 号）第 10 条及び第 14 条の規定に基づき、承認方申請します。

記

1　改正する規則
　都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成 19 年東京都教育委員会規則第 60 号）

2　改正の理由
　平成 30 年度から一般職非常勤職員に育児欠勤を導入すること等に伴い、必要な規則を改正する必要があるため

3　改正案文
　別添のとおり

29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

２９議総第９０５号
平成２９年１２月１１日

東京都人事委員会　殿

東京都議会議長
尾崎　大介

一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規程の一部を改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和６１年３月２６日東京都人事委員会決定）の規定に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規程
一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成２７年東京都議会議長訓令第４号）

２　改正の理由
平成３０年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すこと等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

３　改正案文等
別添のとおり

以上

29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

２９議総第８８８号

平成２９年１２月１１日

東京都人事委員会　殿

東京都議会議長

尾崎　大介

東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第 15 号）第 19 条第２項に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規程

東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成２７年東京都議会議長訓令第５号）

２　改正の理由

平成 30 年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すこと等に伴い、必要な規程を改正する必要があるため

３　改正案文等

別添のとおり

29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

監．警．人１．企第 4920 号
平 成 29 年 12 月 11 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

警 視 総 監　吉 田　尚 正

非常勤職員に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規程の一部を改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定）及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）に基づき、承認方申請します。

記

1　改正する規程

(1)　警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第16号）

(2)　警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 27 年 3 月 30 日訓令甲第 17 号）

2　改正の理由

平成 30 年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すこと等に伴い、必要な規程を改正する必要があるため

3　改正案文

別添のとおり

29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

２９人職第１０６２号
平成２９年１２月１１日

東京都人事委員会　殿

東京消防庁
消防総監　村上　研一

非常勤職員に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規程の一部を改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年3月26日東京都人事委員会決定）及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）に基づき、承認方申請します。

記

1　改正する規程
(1)　東京消防庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成２７年３月東京消防庁訓令第１５号）
(2)　東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成２７年３月東京消防庁訓令第１６号）

2　改正の理由
平成30年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すこと等に伴い、必要な規程を改正する必要があるため

3　改正案文
別添え１及び別添え２のとおり

29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

29交職第1538号
平成29年12月11日

東京都人事委員会　殿

東京都交通局長
山　手　　斉

非常勤職員に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規程の一部を改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年3月26日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

1　改正する規程
東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成27年交通局規程第3号）

2　改正の理由
平成30年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すこと等に伴い、必要な規程を改正する必要があるため

3　改正案文
別添のとおり

29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

29 水職人第 683 号
平成 29 年 12 月 11 日

東京都人事委員会　殿

東京都水道局長
中　嶋　　正　宏

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規程の一部を改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年３月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

1　改正する規程
東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成 27 年東京都水道局管理規程第 3 号）

2　改正の理由
平成 30 年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すこと等に伴い、必要な規程を改正する必要があるため

3　改正案文
別添のとおり

29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

29 下職人第 832 号
平成 29 年 12 月 11 日

東京都人事委員会　殿

東京都公営企業管理者
下水道局長　　渡辺　志津男

東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規程の一部を改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

1　改正する規程
東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程
（平成 27 年東京都下水道局管理規程第 3 号）

2　改正の理由
平成 30 年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すこと等に伴い、必要な規程を改正する必要があるため

3　改正案文
別添のとおり

東京都人事委員会
29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

２９総人人第１３３３号
平成２９年１２月１１日

東京都人事委員会　殿

東京都知事
小池　百合子

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」の一部改正について（協議）

標記の件について、下記のとおり改正したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第１号）第３条の規定に基づき、意見を求めます。

記

１　改正部分
別紙のとおり

２　改正理由
平成30年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すことに伴い、職務専念義務の免除について改正する必要があるため

３　改正年月日
平成30年４月１日

29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

２９教総総第１６３０号
平成２９年１２月１１日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」の一部改正について（協議）

標記の件について、下記のとおり改正したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和２７年東京都人事委員会規則第１号）第３条の規定に基づき、意見を求めます。

記

１　改正部分
別紙のとおり

２．改正理由
平成３０年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すことに伴い、職務専念義務の免除について改正する必要があるため

３　改正年月日
平成３０年４月１日

29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

２９議総第９４５号
平成２９年１２月１１日

東京都人事委員会　殿

東京都議会議長
尾崎　大介

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」の一部改正について（協議）

標記の件について、下記のとおり改正したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第１号）第３条の規定に基づき、意見を求めます。

記

１　改正部分
別紙のとおり

２　改正理由
平成30年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すことに伴い、職務専念義務の免除について改正する必要があるため

３　改正年月日
平成30年４月１日

東京都人事委員会
29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

２９監総第８０９号
平成２９年１２月１１日

東京都人事委員会　殿

東京都代表監査委員
友渕　宗治

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」の一部改正について（協議）

標記の件について、下記のとおり改正したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第１号）第３条の規定に基づき、意見を求めます。

記

１　改正部分
別紙のとおり

２　改正理由
平成30年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すことに伴い、職務専念義務の免除について改正する必要があるため

３　改正年月日
平成30年４月１日

29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

２９選総第１２２３号
平成２９年１２月１１日

東京都人事委員会　殿

東京都選挙管理委員会
委員長　宮﨑　章

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」の一部改正について（協議）

標記の件について、下記のとおり改正したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和２７年東京都人事委員会規則第１号）第３条の規定に基づき、意見を求めます。

記

１　改正部分
別紙のとおり

２　改正理由
平成３０年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すことに伴い、職務専念義務の免除について改正する必要があるため

３　改正年月日
平成３０年４月１日

29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

２９人委総第７５４号
平成２９年１２月１１日

東京都人事委員会　殿

東京都人事委員会
委員長　青山　佾

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」の一部改正について（協議）

標記の件について、下記のとおり改正したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第１号）第３条の規定に基づき、意見を求めます。

記

１　改正部分
別紙のとおり

２　改正理由
平成30年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すことに伴い、職務専念義務の免除について改正する必要があるため

３　改正年月日
平成30年４月１日

29.12.12
人委任第　93　号
事務局任用公平部
任用給与課

２９交職第１５２５号
平成２９年１２月１１日

東京都人事委員会　殿

東京都交通局長
山手

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について」
の一部改正について（協議）

標記の件について、下記のとおり改正したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第１号）第３条の規定に基づき、意見を求めます。

記

１　改正部分
別紙のとおり

２　改正理由
平成30年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すことに伴い、職務専念義務の免除について改正する必要があるため

３　改正年月日
平成30年４月１日

29.12.12
人委任第　93　号
事務局任用公平部
任用給与課

29 水 職 人 第 696 号
平成 29 年 12 月 11 日

東京都人事委員会　殿

東 京 都 水 道 局 長
中嶋　正宏

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について」
の一部改正について（協議）

標記の件について、下記のとおり改正したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和２７年東京都人事委員会規則第１号）第３条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1　改正部分
別紙のとおり

2　改正理由
平成30年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すことに伴い、職務専念義務の免除について改正する必要があるため

3　改正年月日
平成30年４月１日

29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課

２９下職人第８６０号
平成２９年１２月１１日

東京都人事委員会　殿

下　水　道　局　長
渡辺　志津男

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について」の一部改正について（協議）

標記の件について、下記のとおり改正したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第１号）第３条の規定に基づき、意見を求めます。

記

１　改正内容

別紙のとおり

２　改正理由

平成３０年度から一般職非常勤職員の職の基準を見直すことに伴い、職務専念義務の免除について改正する必要があるため。

３　改正年月日

平成30年４月１日

東京都人事委員会
29.12.12
人委任第 93 号
事務局任用公平部
任用給与課